



ほろのべの恋

2017年
(平成29年) 7月号
NO.633



▲幌延小学校大運動会

- ほろのべ議会だより 第97号
- 幌延町国民健康保険の運営状況について
- 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ
- 幌延町空き家バンクについて
- 診療所だより
- 第2回 幌延町議会(臨時会)
- 第3回 幌延町議会(定例会)



▲問寒別小中学校大運動会



▲幌延中学校体育大会



ほろのべ

北緯45度のまち

議会だより

第97号

発行 北海道幌延町議会

編集 議会報編集委員会

電話 01632-5-1111

FAX 01632-5-2971

幌延町 こども議会 5月11日

幌延町議会では、次世代を担う子ども達が議会の仕組みや町の将来について考え、質問する「幌延町こども議会」を5月11日(木)に開催しました。

目的や質問内容及び答弁要旨は、『ほろのべの窓』6月号に掲載されましたので、ここでは子ども達の感想を一部抜粋して掲載します。

「こども議会」を終えて

○私が思っているよりも、町の問題に対する対策をとっていたことに驚いた。議員ばかりに頼るのでは



なく、私たち住民も考えなければいけないことがあることを知った。
○これからは、もっと幌延町のことを考えてアイデアを出していきたい。
○議会が町づくりにとって、とても大事なことなんだと思った。
○自分も町のため、社会のために頑張ろうと思った。
○町のことを考えるいい機会になった。町ではいろいろな対策をしていることがわかったので、自分たちも積極的に参加したらいいと思った。

○町民のために工夫がされていることがわかった。今までわからないことが議会を通じてわかり、もっと色々な質問もしてみたいと思った。幌延町のことを今までよりも大切に考えてみようと思った。
○何かやる時にはしっかり理由を持ってやっていることがわかった。
○会場に入った時は怖いなと思ったが、質問しているとなづいてくれたり



拍手してくれた人がいたのでうれしかった。
○議会では、町長でも君と呼ばれていたり、イスが前後に動いたり凄いなと思うことがいっぱいあった。
○なかなか体験できないことをやらせてもらったので、とても良い勉強になった。

第2回 幌延町議会 臨時議会 5月22日

▽承認第1号

専決処分承認について

平成28年度幌延町一般会計補正予算で、3月29日付で5千8百47万4千円を追加した。

▽承認第2号

専決処分の承認について

幌延町税条例の一部改正で、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業等の認可を受けた者への固定資産税課税算定の特例整備や、肉用牛売却による町民税の所得割免税措置の平成33年度までの延長などの改正。

▽承認第3号

専決処分の承認について

国民健康保険税条例の一部改正で、保険税の一部軽減措置の拡充に関する改正。

▽承認第4号

専決処分の承認について

特定事業用設備新設等地域活性化に関する条例の一部改正で、過疎地域自立促

進特別措置法の改正に伴う、固定資産税課税免除に関する改正。

町内の農水産物の販売業について対象となるが、どのような施設や機械が対象となるのか。

町内において生産された原料や材料を使うことが原則。製造加工、調理をしたものを店舗において販売するため施設等が対象ということになる。例えば道の駅などで販売するなどが考えられる。

▽議案第1号

工事請負契約の締結について

平成29年度役場庁舎改修工事（建築）。契約金額1億1千2百75万2千円。役場庁舎外壁、窓、窓下スチール柵扉などの改修。

▽議案第2号

財産の取得について

除雪車7台車を一台購入。契約金額2千8百35万円。

▽議案第3号

財産の取得について

教師用ノートパソコンを48台購入。契約金額9百90万3千6百円。

情報推進常任委員会 からお知らせ

幌延町議会では、平成26年3月より議会定例会及び臨時会の会議録を町ホームページ上で閲覧できるようにになりました。これに加え、平成29年度以降は、各常任委員会、全員協議会の会議録も閲覧できるようにになります。

今後も、町民の皆様によりわかりやすい議会であること为目标とし、より一層情報公開に努め、議会改革を推し進めていきたいと考えています。皆様のご理解ご鞭撻をお願いいたします。



議会の動き



- 2月8日 ▶ 第1回まちづくり常任委員会
 - 2月8日 ▶ 第1回情報推進常任委員会
 - 2月14日 ▶ 由仁町議会行政視察のため来町
 - 2月28日 ▶ 第1回議会運営委員会
 - 2月28日 ▶ 第2回まちづくり常任委員会
 - 2月28日 ▶ 第1回全員協議会
 - 2月28日 ▶ 第2回議員報酬検討特別委員会
 - 3月9日～10日 ▶ 第1回幌延町議会定例会
 - 3月30日 ▶ 宗谷本線活性化推進協議会意見交換会(名寄市)
 - 4月25日 ▶ 第2回情報推進常任委員会
 - 4月25日 ▶ 第3回議員報酬検討特別委員会
 - 4月18日～19日 ▶ 宗谷管内町村議会議長会定期総会(稚内市)
 - 5月11日 ▶ 幌延町こども議会
 - 5月22日 ▶ 第2回幌延町議会臨時会
 - 5月23日 ▶ 宗谷管内町村議会議員研修会(中頓別町)
 - 5月31日 ▶ 各種期成会定期総会(士別市)
 - 6月7日 ▶ 第2回議会運営委員会
 - 6月7日 ▶ 第3回まちづくり常任委員会
 - 6月7日 ▶ 第2回全員協議会
- ※期間中:議会報編集委員会 6回

編集後記

今年の冬はあまり寒い日もなく、雪も少ない年でありましたが、雪が解けてからは、一向に暖かい日が来ない様に思います。

地球温暖化あるいは氷河期が来るとか、色々な説がささやかれています。さて、今年今年の気候はどうなるか心配なところですが、

一方地方自治体は目を向け、一部報道によると、この次

の地方選挙では、議員のなり手が足りなくなるのではないかとの記事がありました。幌延では、二期無投票となっており、町民の皆様も地方自治に深く関心を持っていただき、議場に足を運んでいただき、

- 編集委員長 西澤 裕之
- 副編集委員長 鷺見 悟
- 編集委員 高橋 秀之
- 吉原 哲男

★幌延町国民健康保険の運営状況について

国民健康保険は、職場の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）に加入されている方や75歳以上の方、生活保護を受けている方を除く全ての方が加入する保険で、万が一の病気やケガなどに備えて加入者の方に保険税をご負担いただく相互扶助の制度です。

国民健康保険の財政は、被保険者の医療給付などにかかる費用を、国・北海道から交付される補助金や交付金と、被保険者の方が納めた保険税により運営することとなっています。

（1）加入者の状況

国民健康保険加入状況は、平成29年4月末日現在で世帯数が357世帯、被保険者数が623人となっており、町民の約4分の1の方が国民健康保険に加入しています。（表1参照）

表1 幌延町国民健康保険加入率（平成29年4月末日現在）

| 幌延町 | 国民健康保険加入 | 加入率 |
|----------|----------|-------|
| 1, 271世帯 | 357世帯 | 28.1% |
| 2, 414人 | 623人 | 25.8% |

（2）保険給付の状況

平成27年度決算の1人当たり総医療費は、290,629円、全道平均1人当たり総医療費は、380,446円で、全道平均より下回っています。（表2参照）

表2 1人当たり総医療費と平均被保険者数の推移

【北海道公表資料】

| 年度 | 幌延町 | 全道平均 | 全道ランキング | 平均被保険者数 |
|------|----------|----------|---------|---------|
| 24年度 | 271,554円 | 353,697円 | 150/157 | 713人 |
| 25年度 | 281,522円 | 364,012円 | 147/157 | 683人 |
| 26年度 | 310,876円 | 369,929円 | 134/157 | 653人 |
| 27年度 | 290,629円 | 380,446円 | 150/157 | 629人 |
| 28年度 | 237,665円 | —円 | —/— | 608人 |

※1人当たり総医療費とは、自己負担額を含めた総医療費を被保険者数で割った額。

（3）国民健康保険税の状況

平成27年度決算の1人当たり保険税調定額は、123,734円、全道平均1人当たり保険税調定額は、92,244円で、全道平均より上回っています。1人当たり平均所得に対する保険税負担率は平成27年度の全道平均よりも、1.7%低くなっています。平成30年度の国保都道府県化移行年度に被保険者皆さまの急激な負担増とならないように、この保険税水準を保ち平成29年度の保険税率は据え置くこととしました。（表3参照）

表3 1人当たり保険税調定額と1人当たり平均所得に対する保険税負担率の推移

【北海道公表資料】

| 年度 | 幌延町 | | 全道平均 | | 保険税調定額 全道ランキング |
|------|----------|--------|---------|--------|-------------------|
| | 保険税調定額 | 保険税負担率 | 保険税調定額 | 保険税負担率 | |
| 24年度 | 85,465円 | 11.3% | 92,580円 | 12.1% | 121/157 |
| 25年度 | 113,073円 | 14.2% | 93,670円 | 13.7% | 43/157 |
| 26年度 | 119,340円 | 14.0% | 93,167円 | 14.8% | 33/157 |
| 27年度 | 123,734円 | 13.2% | 92,244円 | 14.9% | 30/157 |
| 28年度 | 127,577円 | 12.2% | —円 | —% | —/— |

※1人当たり保険税調定額とは、保険税現年度調定額を平均被保険者数で割った額。

（4）平成29年度幌延町国民健康保険特別会計予算の状況

国民健康保険事業の歳出に対する歳入は、保険税のほか、国や北海道が負担する支出金や交付金と幌延町一般会計からの繰入金などで賄われています。（表4参照・図1参照）

一方、歳出は、加入者の医療費や高額療養費、出産育児一時金などの保険給付費が、1億4千万円以上で会計の約47%を占めています。（図1参照）

図1 平成29年度幌延町国民健康保険特別会計予算

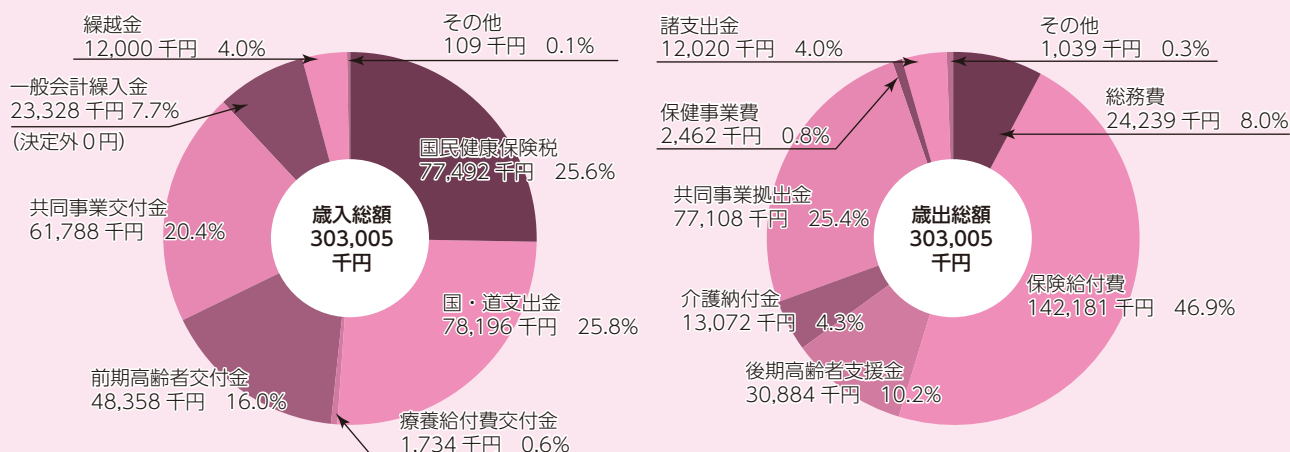


表4 一般会計からの繰入金

| 一般会計繰入金 | 27年度決算 | 28年度決算見込 | 29年度予算 |
|---------|----------|----------|----------|
| 法定内繰入金 | 24,247千円 | 24,028千円 | 23,328千円 |
| 法定外繰入金 | 0千円 | 0千円 | 0千円 |
| 計 | 24,247千円 | 24,028千円 | 23,328千円 |

※法定内繰入金とは、保険税の軽減分や出産育児一時金、職員給与と費などを支援するための繰入金のこと。
 ※法定外繰入金とは、歳出に対する歳入の財源不足を補うこと（赤字補てん）を目的とした繰入金のこと。

平成29年度の保険税率などは、表5のとおりです。本年度の保険税率（所得割・資産割・均等割・平等割）は据え置きですが、2割・5割の軽減判定所得基準については、国の改正内容と同様に改正しています。（表5・6参照）

加入者の皆さまには、幌延町国民健康保険事業運営へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

表5 平成29年度幌延町国民健康保険税率等

| 区分 | 所得割 (%) | 資産割 (%) | 均等割 (円) | 平等割 (円) | 賦課限度額 | 法定限度額 |
|------------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|
| 医療給付費分 | 5.80 | 39.30 | 26,000 | 28,000 | 54万円 | 54万円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 1.80 | 9.50 | 6,000 | 6,000 | 19万円 | 19万円 |
| 介護納付金分 | 1.00 | 6.90 | 7,000 | 6,000 | 16万円 | 16万円 |
| 合計 | 8.60 | 55.70 | 39,000 | 40,000 | 89万円 | 89万円 |

※所得割とは、総所得金額から33万円を控除（基礎控除）した額に率を乗じて得た額、資産割とは、固定資産税額（償却資産分除く）に率を乗じて得た額、均等割とは、加入世帯の人数に応じて課される額、平等割とは、加入する1世帯当たり課される額です。保険税額は以上を合算して算出しますが、その合算額が賦課限度額を超える場合には、賦課限度額となります。

表6 軽減判定基準の比較表

| 軽減区分 | 改正前 | 改正後 |
|------|-------------------------|-----------------------|
| 7割軽減 | 世帯の所得が33万円 | 世帯の所得が33万円 【改正なし】 |
| 5割軽減 | 33万円 + (26.5万円 × 被保険者数) | 33万円 + (27万円 × 被保険者数) |
| 2割軽減 | 33万円 + (48万円 × 被保険者数) | 33万円 + (49万円 × 被保険者数) |

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ保険係 電話：5-1115 告知端末機：5-8812

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ ～保険証（被保険者証）の一斉更新のご案内～

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成29年7月31日です。

※8月以降は使用できません。

7月18日（火）から新しい保険証の更新手続きを行います。

※更新手続きには、印鑑と現在お持ちの保険証が必要です。

- 新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民生活課税務保険グループまでお申し出ください。

新しい保険証は黄色です

■減額認定証も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成29年7月31日です。

※8月以降は使用できません。有効期間は保険証と同じく1年間です。

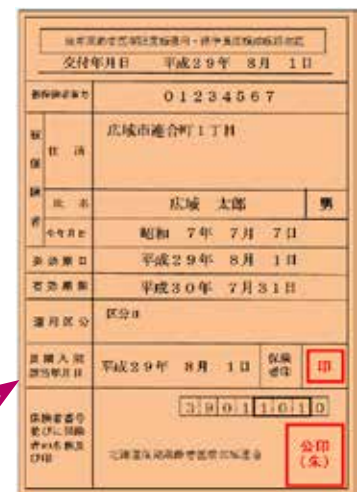
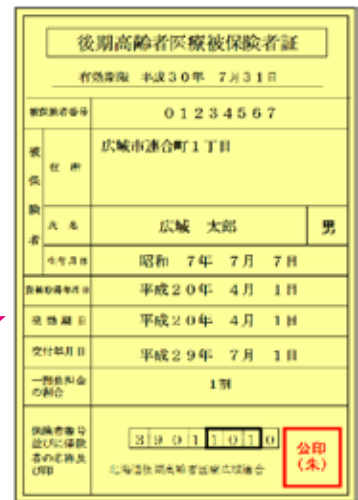
引き続き交付対象に該当する方は、保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日以降は交付されたオレンジ色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民生活課税務保険グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

| | |
|-----|---|
| 区分Ⅱ | 世帯全員が住民税非課税である方 |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 |
| | ○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) |
| | ○老齢福祉年金を受給されている方 |

新しい減額認定証はオレンジ色です



■医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

発送月は、9月と3月の年2回です。

【イメージ図】

| 受診年月 | 診療を受けた医療機関等 | 診療区分 | 日数 | 医療費総額 | 自己負担額 |
|--------|-------------|------|----|--------|-------|
| H29年1月 | 〇〇病院 | 医科外来 | 1 | 18,000 | 1,800 |
| H29年2月 | ××薬局 | 調剤 | 1 | 10,000 | 1,000 |
| 合計 | | | | 28,000 | 2,800 |

※この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

■お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 電話 011-290-5601

住民生活課

税務保険グループ

電話 : 5-1115

告知端末機 : 5-8812

幌延町空き家バンクについて

幌延町では地方創生事業で人口減少を最小限に食い止め、地域社会を維持するため、幌延町内の空き家・空き地の実態を把握し、「幌延町空き家バンク」を立ち上げ、空き家等の有効活用により地域への人の流れを促進させる取り組みを進めています。

空き家バンクとは？

空き家・空き地の賃貸・売却を希望される方からお申し込みいただいた情報を、町ホームページなどにより紹介し、マッチングの場を提供する仕組みです。

※交渉・契約は当事者同士で行っていただきます。



①空き家・空き地の賃貸・売却をご希望の方

②近い将来、空き家・空き地として賃貸・売却をしようと検討されている方

は、所有される物件の意向について、アンケート調査票を送付しますので、担当までご連絡ください。

お問い合わせ先：産業振興課 企画振興グループ **電話：5-1113 (内線232・233・234・235)**
告知端末機：5-8814

診療所だより

診療所長：田川 豊秋



おとなの予防接種

予防接種といえば子供、特に乳幼児期のものと思っておられる方も多いと思います。実際お誕生から1歳までの間に十数回、その後も小学校入学までにさらに十数回の予防接種を今の子供たちは受けています。

そもそも予防接種とは、ある感染症の原因となるウイルスや細菌と似た構造を持つ物質を投与し、それと闘うための仕組み（抗体といいます）を予め体内に準備しておくことでその感染症に対する抵抗性を身につけるといった狙いで行われます。この事から言えば、幼少時に多くの予防接種を受けておくことも当然でしょう。しかし成人にも起こりやすい感染症というものに対しては、大人になってから受けるべきものもあります。その代表は毎秋から冬にかけてのインフルエンザですが、これはまたの機会に改めてお話ししたいと思います。

日本人の死因のうち約10%を占める肺炎。その原因として最も多い肺炎球菌に対する予防接種は、65歳以上の方に定期接種が行われています。もちろん接種を受けることは大切ですが、肺炎球菌は肺炎の1/4の原因であって、残りの3/4の肺炎にこの予防接種は無効です。あくまでも予防接種は感染症対策の1ツールに過ぎず、体調管理やうがい・手洗いといった基本的な対策が必要なのは言うまでもありません。

また昨年からは、発症すると辛い疼痛や神経障害を引き起こす帯状疱疹に対する予防接種も50歳以上を対象に認められるようになりました。任意接種ですので希望者に自費で行われますが、お気軽に診療所でご相談ください。

おとなも予防接種をうまく利用して、感染症と闘う力を身につけましょう。

第2回 幌延町議会 (臨時会)

第2回幌延町議会（臨時会）は5月22日に開会され、承認4件、議案3件を原案どおり可決し、同日閉会しました。
議決された案件は、次のとおりです。

▽承認第1号
専決処分の承認を求めることについて（平成28年度幌延町一般会計補正予算（第6号））

平成28年度幌延町一般会計補正予算（第6号）について、専決処分の承認です。

補正の主なものとして、歳入では、地方交付税5千809万8千円増、歳出では、公共施設等整備基金5千810万円増などです。

▽承認第2号
専決処分の承認を求め

ることについて（幌延町条例の一部を改正する条例）

地方税法の一部改正による肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限の延長、軽自動車税のグリーン化特例の見直しなどについて、専決処分の承認です。

▽承認第3号
専決処分の承認を求めることについて（幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

2割・5割軽減の対象となる世帯の軽減判定基準の改正について、専決処分の承認です。

▽承認第4号

専決処分の承認を求めることについて（特定事業用設備新設等地域活性化に関する条例の一部を改正する条例）

課税免除の対象となる事業の改正について、専決処分の承認です。

▽議案第1号
工事請負契約の締結について

平成29年度役場庁舎改修工事（建築）に係る工事請負契約を、1億1千275万2千円で株式会社田中組旭川支店と締結しました。

▽議案第2号
財産の取得について

除雪専用車1台を購入する契約を、2千835万円でUDトラックス北海道株式会社旭川支店と締結しました。

▽議案第3号
財産の取得について

教員用のノート型パソコン48台を購入する契約を、990万3千600円でダイシエニカと締結しました。

平成28年度補正予算(5月臨時会)

| 会計 | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|------|--------------|-----------|------------|
| 一般会計 | 49億4,800万0千円 | 5,847万4千円 | 50億647万4千円 |

第3回 幌延町議会 (定例会)

第3回幌延町議会（定例会）は6月16日に開会され、報告3件、同意9件、議案9件等を原案どおり可決し、同日閉会しました。
議決された案件は、次のとおりです。

▽報告第1号
平成28年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成28年度から平成29年度に繰り越した事業を報告しました。

◆戸籍住民基本台帳事業19万3千円、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業1千150万円、幌延地区団体営農業基盤整備促進事業2千500万円、町道雄興1号線代替路線整備事業945万円、幌延小学校アスベスト対策事業2千132万円、学校給食センターアスベ

スト対策事業918万円（計6事業、総額7千664万3千円）

▽報告第2号
有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について

▽報告第3号
株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について

2社の平成28年度の経営状況を報告しました。

▽同意第1～9号
農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会委員の任命について同意されました。

○農業委員会委員

無量谷 稔氏（下沼）
小島 和博氏（幌延）
庄司 金八氏（下沼）
卯子澤 春雄氏（中間寒）
井上 敏昭氏（下沼）
糠 則明氏（開寒別）
高橋 英美氏（開進）
卯子澤 芳彦氏（中間寒）
無量谷 隆氏（下沼）

任期
自 平成29年7月20日
至 平成32年7月19日

▽議案第1号

幌延町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

計画の中に、農業用水道施設改修事業、ふるさと森森林公園改修事業、町道幌延3号線道路改良事業、音類地区専用水道水道管移設事業、一般廃棄物処理施設整備事業、幌延福祉会（こざくら荘）支援事業（ハード）、グループホーム支援事業、医療機器等整備事業の8事業を、各区分ごとに追加・変更するものです。

▽議案第2号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

再度の育児休業等を取得または延長ができる特別の事情に、保育所等に保育の利用の申込みを行っているが、入所できない場合の規定を追加する改正です。

▽議案第3号

幌延町総合スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び減免に関する規定の改正です。

▽議案第4号

幌延町立診療所条例の一部を改正する条例の制定について

診療所の手数料に成年後見制度が必要とされる成年後見鑑定に係る手数料を追加する改正です。

▽議案第5号

幌延町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

条例等に基づいて行っている各種申請手続等を、書面に加えてオンラインにより電子申請等ができるようにする特例を定めた条例の制定です。

▽議案第6号

幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備の支援に関する条例の制定について

町内の酪農・肉用牛経

営における施設の新築・増改築・機械等の導入を支援する条例の制定です。

▽議案第7号

戸籍事務の一部委託に関する協議について

地方自治法の規定に基づき、戸籍の電算処理システムに係る事務委託を浜頓別町、中頓別町、豊富町、猿払村と協議することについて、議会の議決を要する案件です。

▽議案第8号

平成29年度幌延町一般会計補正予算（第1号）

補正の主なものとして、歳入では、繰入金2千500万円増、歳出では、移住促進住宅等整備事業3千187万1千円増、ふるさとの森森林公園改修事業2千724万円増などです。

▽議案第9号

平成29年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

補正の内容は、歳入が、国庫支出金736万4千

円増、歳出が、市町村事務処理標準システム導入業務委託料1千252万2千円増などです。

一般質問

鷺見 悟 議員

- 町の基幹産業である酪農について
- 幌延深地層研究センターについて
- 住民のくらし、福祉の問題について

行政報告

- ・平成29年春の叙勲における受章について
- ・衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定の要請について
- ・JR北海道の宗谷本線存続に係る取組について

教育行政報告

- ・学校教育及び社会教育の概要について

平成29年度補正予算(6月定例会)

| 会計 | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|------------|--------------|-------------|--------------|
| 一般会計 | 50億3,300万0千円 | 1億2,428万4千円 | 51億5,728万4千円 |
| 国民健康保険特別会計 | 3億300万5千円 | 768万0千円 | 3億1,068万5千円 |





まちの話題



5月27日

📷 幌延中学校 体育大会



光り輝く頂へ

～仲間を信じ、仲間と共に～

5月28日

📷 問寒別小中学校大運動会



力を合わせてゴールへつき進め!



6月10日・13日

📷 幌延小学校大運動会

仲間と協力して全員が輝く最高の運動会にしよう

～勝っても負けても元気100%～



4月25日

📷 春の北海道 クリーンアップ作戦

例年、各団体の協力により行われているクリーンアップ作戦が4月25日に問寒別地区で、5月19日に幌延地区で行われました。町道や道道のごみを拾い、きれいなまちづくりにご協力いただきました。



5月21日

📷 幌延町消防団 春季消防演習

幌延町消防団が、春季消防演習を行いました。幌延支署車庫前庭で屋外式（閲団、通常点検、ポンプ操法など）が行われたほか、市街地では分列行進と模擬消火訓練が行われ、見物に集まった住民に頼もしい姿を披露しました。



5月19日



5月26日 金



第2回 まちあいセミナー



町立診療所で、第2回目の田川所長によるまちあいセミナー（医療漫談）を開催し、「大人の予防接種」をテーマに講演を行いました。高齢者肺炎球菌、带状疱疹で約5～6割しか防げないということや、その他、予防接種の歴史や目的などの説明や質疑応答に、参加者は熱心に聴き入っていました。



4月24日・5月23日 火



幌延深地層研究計画

平成29年度調査研究計画説明会



4月24日の説明会では、日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センター山口所長から野々村町長へ平成29年度の調査研究計画書が手渡されたのち、研究計画の内容について町幹部職員等が説明を受けました。

5月23日には国際交流施設で住民向けに説明会が行われ、地層科学研究や環境モニタリング、開かれた研究などの報告がされ、その後質疑応答が行われました。



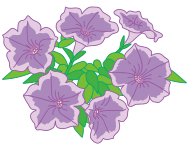
6月3日 日



道道豊富遠別線 花壇整備



道道豊富遠別線の花壇の整備を、第7町内会、第9町内会、第10町内会、さくら町内会の皆さんと役場職員有志で行いました。強い風が吹く中、集まった人たちは慣れた手つきで花植えなどの作業をテキパキとこなし、歩道が明るい花でいっぱいになりました。



5月31日 水



地圏フォーラム2017



5月31日に国際交流施設で、幌延地圏環境研究所主催の「地圏フォーラム2017」が開催されました。金子所長の挨拶に続き、科学界のインディーズ・ジョーンズによる「おもしろ地底旅行」と題した、広島大学 長沼教授のセミナーや、研究所職員による研究内容の紹介が行われ、集まった参加者は、普段目にするのできない地下空間の興味深いお話しに聴き入っていました。



食中毒予防対策について

これから気温が上がり、食中毒が発生しやすい季節を迎えます。大切な家族を守るためにも、以下の点に注意して食中毒を予防しましょう。

- (1)食事、調理の前には、手指をせっけんで洗いましょう。また、子どもには給食を食べる前に手指を洗うように教えましょう。
- (2)包丁、まな板、布巾などは流水でよく洗い、塩素剤等で消毒しましょう。
- (3)調理するときは十分に加熱し、調理後はできるだけ早く食べましょう。
また、調理後に食品を保存するときは、できるだけ早く冷蔵庫に入れましょう。
- (4)井戸水、受水槽を使用している場合には衛生管理に留意し、できるだけ加熱してから飲むようにしましょう。
- (5)汚染された食品から他の食品への汚染を防ぐため、包丁・まな板は肉・魚・野菜で使い分け、それぞれラップで密封して冷蔵庫に保存しましょう。
- (6)嘔吐、下痢等の症状がある場合には、直ちにかかりつけの病院を受診してください。



運転免許更新時講習のお知らせ

違反運転者講習(2時間)

7月4日(火) 15時から 天塩町社会福祉会館

初回更新者講習(2時間)

7月4日(火) 10時から 天塩町社会福祉会館

一般運転者講習(1時間)

7月4日(火) 13時45分から 天塩町社会福祉会館

優良運転者講習(30分)

7月4日(火) 13時から 天塩町社会福祉会館

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

本運動推進に向けた内閣総理大臣のメッセージをご紹介します。

第67回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行をした人を地域から排除したり、孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」の確保を通じて、責任ある社会の一員となるよう支えていくことが大切です。立ち直ろうとする人にとっては、地域の方々を始め、地方公共団体や様々な機関・団体による支えが何より重要であり、励みとなります。

昨年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、施行されました。この法律の趣旨も踏まえ、国、地方公共団体、民間が一体となって、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組を推し進めることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費として10万円。平成28年度参加者以外は、複数回の応募をすることができます。

日程等の詳細は、**日本遺族会事務局**

(電話：03-3261-5521) までお電話ください。

お申込みは、**北海道遺族会**

(電話：0166-51-1040) へお申込みください。

＜実施地域＞

(広域地域)

- ①西部ニューギニア
- ②マリアナ諸島
- ③東部ニューギニア(1次)
- ④トラック・パラオ諸島
- ⑤マリアナ諸島
- ⑥北ボルネオ・マレー半島
- ⑦フィリピン(1次)
- ⑧ソロモン諸島
- ⑨ミャンマー(1次)
- ⑩台湾・バシー海峡

⑪東部ニューギニア(2次)

⑫ミャンマー(2次)

⑬フィリピン(2次)

⑭中国

(特定地域)

①西部ニューギニア

②ビスマーク諸島

③マーシャル・ギルバート諸島

JR北海道宗谷線・生活交通に関する座談会

(まちづくりトーク方式)

生活交通は、高齢化や少子化、人口減少などの影響により、全国的に深刻な問題となっています。そこで、町はJR北海道宗谷線および生活交通をテーマに、町が抱えている現状の課題とその対策について町民の皆さまと情報を共有し、意見や要望、提言などを今後の生活交通施策などに反映するため、座談会形式でお話しする機会を設けたいと考えています。以下の日程で座談会を開催しますので、皆さまのご来場をお待ちしています。なお、子育て世代の方が参加しやすいよう夜間の部については、臨時託児を行いますので、ご活用ください。

【幌延地区座談会】

日程:8月1日(火) 昼の部 13:00~/夜の部 19:00~
場所:幌延町生涯学習センター 研修室1

【問寒別地区座談会】

日程:8月2日(水) 昼の部 14:00~/夜の部 19:00~
場所:問寒別生涯学習センター 多目的ホール

申込方法・期限:参加される方は、資料等の準備の都合により、**平成29年7月28日(金)**までに住民生活課生活環境グループへお電話等での申し込みにご協力ください。

※事前の申し込みがなくても当日参加が可能です。

臨時託児:託児を希望される方は、7月25日(火)までに住民生活課生活環境グループまでお電話等でお申し込みください。保育士が臨時託児をします。お申し込みの際にお子さまのお名前・性別・年齢をお知らせください。

お問い合わせ先:住民生活課 生活環境グループ 電話:5-1115(内線153) FAX:5-2971 告知端末機:5-8812

自衛官等採用試験のご案内

平成30年3・4月採用の自衛官などの採用試験を行います。

| 種目(対象年齢) | 採用種目の概要 | 試験日 | 受付期間 |
|--|--|----------------------------------|---------------|
| 自衛官候補生 (男子・女子) 【18歳~27歳未満】 | 陸は2年、海・空は3年(自衛官候補生の3カ月間含む)の任期制隊員コース。 入隊して3カ月間は自衛官候補生として経験を積み、その後2等陸・海・空士に任命されます。任期終了後は民間企業へ就職したり、継続任用も可能です。 選抜試験に合格すれば曹へ進むこともできます。 | 受付時にお知らせします。 | 年間を通じて行っています。 |
| 一般曹候補生 (男子・女子) 【18歳~27歳未満】 | 部隊の中核である曹を養成するコース。 陸・海・空の各部隊で経験を積み、入隊後、2年9カ月以降、選考により曹へと昇任します。 月額:166,500円 賞与:年2回(6月、12月) | 1次試験 9月16日 9月17日 (うち1日) | 7月1日 9月8日 |
| 航空学生 (男子・女子) 海【18歳~23歳未満】 空【18歳~21歳未満】 | 航空自衛隊のパイロット・海上自衛隊のパイロット及び戦術航空士を目指す幹部自衛官養成コース。高校卒業後、最も早く機長として活躍できます。 月額:166,500円 賞与:年2回(6月、12月) | 1次試験 9月18日 | 7月1日 9月8日 |
| その他採用試験種目 | 防衛大学校学生(推薦、総合選抜、一般前期・後期) 防衛医科大学校医学科学生 防衛医科大学校看護学科学生(自衛官候補看護学生) 陸上自衛隊高等工科学校生徒(推薦、一般) | | |

お問い合わせ先:自衛隊稚内地域事務所 電話:0162-23-2721

サマージャンボ7億円 (1等5億円前後賞 各1億円合わせ)
サマージャンボミニ (1等1億円)
サマージャンボプチ (1等100万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚300円 7月18日の3種類同時発売!
発売期間 7/18(火)~8/10(木)

公益財団法人北海道市町村振興協会

7月17日は
北海道みんなの日

北海道の価値を見つめ直し、
これからの北海道を考える日

気象災害から命を守るために 気象警報が生まれ変わります!!



気象庁では、平成29年出水期から、気象警報の改善を行うこととし、「命に危険を及ぼすような大雨等が予想されるとき、早めに心構えを高めていただけるよう、5日先までの大雨警報等の発表の可能性を[高][中]の2段階で表示」と「警報・注意報の発表時に、いつ危険度が高まるのかを確認できるよう、最大24時間先までの危険度の予想を色分け表示」の提供を5月17日から開始しました。

また、7月中にはこれまで大雨・洪水警報等の発表基準に用いてきた雨量に代えて、災害発生との結びつきが強い「指数」（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）を用いるようにします。これにより、地域の災害特性を一層考慮した、よりの確な警報・注意報を提供します。また、大雨・洪水警報が発表されたときに、どこで実際に危険度が高まっているのかを地図上に色分け表示します。例えば、「洪水警報の危険度分布」では、中小河川の急激な増水による危険度の高まりも実際に水位が上昇するより前の早い段階から確認できるようになります。

これらの改善した情報は、気象庁ホームページでご覧いただけるようになります。警報・注意報等が発表されたときには、いつ・どこで災害発生の危険度が高まると予想されているのかを確認し、早めの安全確保行動を心がけてください。

お問い合わせ先：稚内地方気象台 電話：0162-23-2679

地域おこし協力隊通信

vol.20

地域の皆さん、気温が暖かくなり気持ちよく過ごされていますか。地域おこし協力隊の若月です。

地域おこし協力隊の企画したイベント、『テシオコザクラ観察会』を6月3日(土)に開催しました。『テシオコザクラ観察会』の参加定員は20名なのですが、募集をかけると数日で定員になり、テシオコザクラやオゼソウ(テシオソウ)に対する関心の高さが感じられました。参加者の中には「東京都」「長野県」「滋賀県」からの参加者もあり、幌延町に来ていただいたことをうれしく思います。

当日は、雨模様で気温は6℃という寒空の下、テシオコザクラ群生地を目指し出発しました。入林口から目的地までは約1650mの山道を歩いて行くのですが、途中で2カ所川を横断する場所では皆さんで手を取り合い、無事テシオコザクラ群生地に到着しました。テシオコザクラとオゼソウ(テシオソウ)の花は満開で、各自で花を観察したり、撮影されたり楽しんでいただいたと思います。



今回の『テシオコザクラ観察会』ですが、北海道大学天塩研究林の職員皆様のご協力が無ければ開催することができませんでした。ご協力ありがとうございます。

私が幌延町に来て1年5カ月経ちましたが、幌延町には魅力的な資源がたくさんあると感じています。これからは多くの方に魅力を知っていただくために情報発信していきたいと思います。

「付加年金」で年金受給額を少し増やせます

付加年金とは

国民年金第1号被保険者の方と国民年金に任意加入されている65歳未満の方は、申出により付加保険料400円を定額の保険料に上乗せして納められます。付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給するときに、毎年『200円×付加保険料を納めた月数分』が、老齢基礎年金の年間受給額に上乗せされて受給できます。

付加保険料と付加年金の受給額

付加年金の受給額は、「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間（60カ月）納めたときの総付加保険料額の24,000円（400円×60カ月）に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額12,000円（200円×60カ月）となります。付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります（上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の金額です）。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方についても同じことが言えます。

付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」（増額や減額）はありません。

付加年金は、老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります。

納付期限を過ぎると納められません

付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。

- ① 自営業者などの国民年金の第一号被保険者の方に限られます。
- ② 半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。
- ③ 60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。
- ④ 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。なお、納付期限を過ぎると納められません。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。

納付をやめても掛け捨てになりません

納付期限は翌月末日（休日・祝日の場合は翌営業日）です。

付加保険料の手続きと相談先は、住所地を管轄する年金事務所（幌延町は稚内年金事務所）または役場保健福祉課戸籍福祉グループ（国民年金窓口）となっています。

なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

農業者年金の加入者は必ず納めます

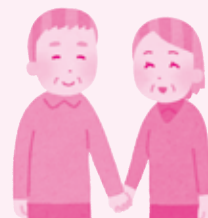
農業者年金制度は、他の公的年金制度と同様に「老後生活の安定・福祉の向上」を目的として、年金事業を通じた農業政策上の目的をもあわせもった制度です。

農業者年金制度は、昭和46年1月に発足して以来、経営移譲年金等の給付を行うことにより、専門的農業者の老後生活の安定とともに、適切な経営移譲を通じて農業経営の近代化と農地保有の合理化の促進に寄与してきました。

農業者年金に加入できるのは、60歳未満の国民年金の第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事することが要件となっています。国民年金の保険料の免除を受けている人は加入できません。

農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を納付（強制適用）しなければならないことになっています。

農業者年金の加入の際に、最初の窓口となるJA等において、市区町村の国民年金窓口等で付加保険料の納付の届出（農業者年金に加入した人は強制適用の届出）を行うように指導されます。



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

または 役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線166） 告知端末機：5-8813

町民くらしのカレンダー 7月 (July)

注：保セ=保健センター/子セ=子育て支援センター
町プ=幌延町民プール/心=金田心象書道美術館

| | | | |
|---------|--|---------|---|
| 1 土 | こども園運動会 9:30～(こども園グラウンド) | 17 月 | 海の日 |
| 2 日 | | 18 火 | 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所) つばみひろば 10:30～11:30(子セ) |
| 3 月 | 【心療内科・精神科診療日】 つばみひろば10:30～11:30(子セ) | 19 水 | 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所) お手軽クッキング教室 18:30～(保セ) |
| 4 火 | 2歳児健康相談 9:45～(保セ) | 20 木 | 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所) めばえひろば 10:30～11:30(子セ) |
| 5 水 | | 21 金 | 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所) わかばひろば 10:30～11:30(子セ) にこにこ教室 9:30～(保セ) ふるさと自然体験チャレンジ教室「ナイトハイク」 18:20～21:00(問寒別天塩研究林) |
| 6 木 | めばえひろば 10:30～11:30(子セ) | 22 土 | おもしろ科学館 9:30～16:00(総合体育館) |
| 7 金 | わかばひろば 10:30～11:30(子セ) 書道教室(一般) 18:30～20:30(役場2階大会議室) | 23 日 | おもしろ科学館 9:30～16:00(総合体育館) |
| 8 土 | 書道研修(子ども) 9:30～11:30(役場3階和室) | 24 月 | 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所) 出張ひろば 10:00～11:00(問寒別へき地保育所) |
| 9 日 | | 25 火 | 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所) こども園すきっぷくらぶ 10:00～11:00(こども園遊戯室) ますます健康教室 14:00～(保セ) ふるさと動植物写真展10:00～16:00(心) ※8月6日まで |
| 10 月 | 問寒別すきっぷくらぶ 10:00～11:00 (問寒別へき地保育所) | 26 水 | 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所) にこにこ教室 10:00～(問寒別生涯学習セ) もぐもぐスクール 10:00～(保セ) 水泳教室(一般)・子ども運動教室18:30～20:00(町プ) |
| 11 火 | 特定健診・がん検診 6:00～(保セ) | 27 木 | 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所) 水泳教室(低学年)・子ども運動教室13:30～15:00(町プ) 水泳教室(一般)・子ども運動教室18:30～20:00(町プ) 朝活事業・学習支援 9:30～11:30(生涯学習セ) |
| 12 水 | アロマ講習会 10:00～11:30(子セ) 特定健診・がん検診 6:00～(保セ) ノーカーデー 生きがい教室13:30～15:10(国際交流施設) | 28 金 | 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所) 朝活事業・人形劇団「えりっこ」公演10:00～10:50(国際交流施設) 水泳教室(低学年)・子ども運動教室 13:30～15:00(町プ) 水中エアロビクス教室 19:00～20:30(町プ) |
| 13 木 | 親子リズム体操遊び 10:30～11:30 (こども園遊戯室) | 29 土 | |
| 14 金 | 【問寒別出張診療日】 すくすく健診 13:15～(保セ) | 30 日 | 朝活事業・ふるさと自然体験チャレンジ教室「カヌー体験」 9:00～12:00(町内三日月湖) |
| 15 土 | | 31 月 | 【心療内科・精神科診療日】 後期高齢者被保険者証更新(役場・問寒別出張所) 朝活事業・ふるさと動植物写真上映会①10:00～②19:00～(心) 水泳教室(低学年)・子ども運動教室13:30～15:00(町プ) 水泳教室(一般)・子ども運動教室18:30～20:00(町プ) |
| 16 日 | | | |

●訂正とお詫び
6月号に誤りがありましたので、下記のとおり訂正お詫び申し上げます。
・13ページ掲載
「まちの話題」記事内
入牧 【誤】5月16日(火)・17日(水)
【正】5月17日(水)・18日(木)
・15ページ掲載
「ご寄付ありがとうございます(4月)」記事内
◇幌延町社会福祉協議会へ(香典返しの一部)
【誤】近正 邦敏さん(母) 3条南1
【正】近正 邦敏さん(姉) 3条南1

★お悔み申し上げます
佐々木鉄男さん(89歳) 1条北2
鈴木サヨさん(89歳) 1条北2
矢野鉄男さん(91歳) 1条北2
富樫みなみさん 札幌市

松島翔太さん 札幌市
中嶋仁志さん 幌延
小田島森恵さん 幌延

☆ご結婚おめでとうございます
早粕慎太郎さん 問寒別
浅井千佳さん 札幌市

戸籍の窓

◇幌延町社会福祉協議会へ(香典返しの一部)
佐々木代夫さん(父) 5条北1
笹井英子さん(母) 問寒別
◇幌延町へ
竹内京子さん 札幌市

ご寄付ありがとうございます
5月



秘境駅：安牛駅

～今月の駅ノート～

今月の「駅ノート」は、かつて駅前に集落が存在した「安牛駅」です。



海側から見た待合室。潮風による腐食が激しく駅名も判別不能になっています。

2017、5、3 12:00～14:00頃 はれ車体の塗装の剥がれ具合がさまざま なんかちょっとしたアートみたいでおもしろいです。12:40頃、バイクエンジン音が近づいてきたので、ツーリングの方か? と思いきや、なんとヘルメットかぶった保線員さんが乗るバイク!! 雄信内方へ走って行き、

13:00頃 折り返して行きました。めっちゃ楽しそう! 播磨ライナー

《取材記者・鉄道大好き T》※記者コメント調に

貨車駅舎(通称ダルマ駅舎・ヨタロウ)の腐食具合については、朽ち果てた感じが良く、リフォームしてほしい等、賛否両論がありますが、駅ごとの個性を演出してみるのも楽しいかもしれません。

保線のレールバイクは、記者も発見するたびに、大いに興味をひかれます。他所のイベントでは体験もできるようで、今後は幌延町でも実施されると、新たな観光の名物になるかもしれません。

今年度は秘境駅関係の新たなイベントも始まるかも・・・

黄水仙農村花嫁募集
黄水仙たばねて母の命日に
黄水仙想いは深し僻地校
離農家の悲喜秘めたりし黄水仙
家々に黄水仙咲く北のまち
山遠く布団の乾き黄水仙
黄水仙むかしばかりが鮮明に

五月定例俳句会作品

幌延ほおずき俳句会

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 田 | 三 | 富 | 富 | 横 | 佐 | 熊 |
| 中 | 浦 | 櫻 | 櫻 | 山 | 藤 | 谷 |
| 徹 | 宮 | 堅 | と | 貞 | 光 | 千 |
| 男 | 吉 | 一 | 子 | 雄 | 朗 | 恵 |

幌延町PR用名刺に新しいデザインが追加!

従来の6種類のデザインに加え、新しいデザインが3種類追加されました!

台紙については無料で提供していますので、利用を希望される方は産業振興課企画振興グループまでお越しください。

※氏名等の印刷は、個別に印刷会社等にご注文(実費)ください。



お問い合わせ先:産業振興課 企画振興グループ 電話:5-1113 告知端末機:5-8814



| | |
|-----|------------|
| 男 | 1,224(-7) |
| 女 | 1,174(-9) |
| 計 | 2,398(-16) |
| 世帯数 | 1,266(-5) |

(平成29年5月末日現在)
※()内は前月比



告知端末機「知らせすケン」の視聴についてのお願い!

告知端末機「知らせすケン」では、通常の行政情報だけではなく、緊急の避難警報など、皆さんにとって重要なお知らせを放送することがあります。電源は必ず入れて、1日1回は視聴するようお願いいたします。